

証券コード 8628
平成27年6月10日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町一丁目4番地
松井証券株式会社
代表取締役社長 松 井 道 夫

第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年6月26日（金曜日）午後5時30分（営業時間終了の時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月28日（日曜日）午後1時（午後0時20分開場）
2. 場 所 東京都千代田区麹町一丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階 ベルサール半蔵門
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第99期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権行使のご案内

▶ 株主総会に当日ご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時	平成27年6月28日（日曜日）午後1時
----------	---------------------

▶ 株主総会に当日ご出席いただけない方は、郵送またはインターネットでご行使ください

■ 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限	平成27年6月26日（金曜日）午後5時30分（営業時間終了の時）
------	----------------------------------

■ インターネットによる議決権行使



当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は、**3頁**をご確認くださいませようお願い申し上げます。

行使期限	平成27年6月26日（金曜日）午後5時30分（営業時間終了の時）
------	----------------------------------

書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効といたしますが、同一の日に到着した場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものいたします。

（お知らせ）株主総会参考書類及び添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイト（<http://www.matsui.co.jp/>）にて、修正後の内容を掲載いたします。

インターネットによる議決権行使について

1 システムに係る条件

インターネットでの議決権行使を行われる場合は、お使いのパーソナルコンピュータが次のシステム条件を満たしているかどうかご確認ください。

- (1) 画面の解像度が、横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ① マイクロソフト社が現在サポートしているバージョンのMicrosoft®Internet Explorer
 - ② アドビシステムズ社が現在サポートしているバージョンのAdobe®Acrobat®Reader™又は、Adobe®Reader®（画面上で参考書類をご覧になる場合）
 - Microsoft®及びInternet Explorerは米国マイクロソフト社の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。
 - Adobe®Acrobat®Reader™、Adobe®Reader®はアドビシステムズ社の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。
- (3) 当ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能（ポップアップブロック機能等）をご利用されている場合は、解除、一時解除又は当ウェブサイトを自動解除サイトとしてご登録のうえ、ご利用ください。

2 議決権行使のお取扱い

インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いします。なお、インターネットと書面が同日に到着した場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネットによる議決権行使は、平成27年6月26日（金曜日）の午後5時30分までに行行使されるようお願いいたします。

3 パスワードのお取扱い

パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本定時株主総会終了まで、大切にお取扱いください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えいたしかねます。

お問合わせ

パーソナルコンピュータの操作方法に関するお問合わせ先

- 当ウェブサイトでの議決権行使に関するパーソナルコンピュータの操作方法がご不明な場合は、下記にお問合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電 話 **0120 (652) 031**

受付時間 9:00～21:00

- その他株式に関するご質問等は、下記にお問合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 **0120 (782) 031**

受付時間 土・日・祝日を除く9:00～17:00

第 99 期 事 業 報 告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度の国内株式市場は、日銀による追加の金融緩和や、法人税減税等に対する期待感から、日経平均株価は期初に15,000円台まで上昇して始まりました。4月中旬以降、ウクライナ情勢の悪化による米国株式市場の下落や円高などを受けて、軟調な展開が続きましたが、5月下旬以降、ニューヨーク・ダウ平均株価の最高値更新や、GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）の株式運用比率引き上げ観測等を背景に株価は上昇に転じました。その後は、10月末の日銀による追加金融緩和の公表を受けて急速な円安が進行したことや、12月に衆議院解散・総選挙で与党が圧勝し、成長戦略が一段と進むとの期待から、株価は堅調に推移しました。年明け以降も、欧州中央銀行（ECB）が量的緩和の実施を決定したことで世界的な金融緩和によるリスクオフの流れが広がり、また日銀による上場投資信託（ETF）の買い入れや GPIFなどの公的年金による買いが相場を下支えし、期末の日経平均株価は約15年ぶりの水準となる19,000円台を回復しました。

市場環境は良好でしたが、二市場（東京、名古屋の各証券取引所）合計の株式売買代金は、前期と比較して8%の減少となりました。これは、前期の株式市場が、アベノミクスに対する期待及び日銀による金融緩和策の公表を受けて株価が大幅に上昇し、それに伴い取引高が飛躍的に拡大したため、その反動によるものです。当社の主たる顧客層である個人投資家の二市場における株式委託売買代金も、市場全体の動向と同様に、前期と比較して23%減少しました。その結果、二市場における個人の株式委託売買代金の割合は、前期の27%から23%に低下しております。

このような事業環境のもと、当社はデイトレード限定の信用取引「一日信用取引」における「プレミアム空売りサービス」について、売建銘柄の拡充や建玉上限の引上げ等、利便性の向上に努めました。また、デイトレード限定の先物取引「一日先物取引」の取扱いを開始しました。その他、スマートフォン向け取引アプリケーション「株touch」において、NISA口座での株式取引を可能としたほか、2016年より開始予定の「ジュニアNISA」を見据えた未成年口座対象のキャンペーン実施等、顧客サービスの向上に努めました。しかしながら、個人全体の株式委託売買代金の減少を受け、当社の株式委託売買代金は、前期と比較して10%の減少となりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は343億6百万円（対前事業年度比14.0%減）、純営業収益は328億93百万円（同15.1%減）と、ともに減収となりました。また、営業利益は220億87百万円（同18.5%減）、経常利益は222億2百万円（同18.3%減）、当期純利益は155億71百万円（同4.5%減）と、ともに減益となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達状況

当社は、オンライン証券取引サービスを継続的に提供するために必要なシステム投資を毎期行ってまいりました。当事業年度におきましては、新しい取引プラットフォーム「ネットストック・スマート」の構築、一日先物取引等の各種新サービスの追加、ネットストックシステムの能力強化あるいは改良等に必要なシステム投資を中心に14億60百万円の設備投資を行いました。

資金調達につきましては、信用取引貸付金の増減等に対応した経常的な調達について金融機関からの借入金を中心に対応しております。

(3) 対処すべき課題

1. 顧客基盤の拡大

当社を含むオンライン証券会社は、口座数ベースでは幅広い顧客基盤を有しているように見えますが、一部の取引頻度が高い顧客に収益の大半を依存している状況にあるため、顧客層の裾野拡大に取り組むことが今後の課題となっております。一方で、個人投資家の金融資産は継続的にオンライン証券業界に流入しております。そこで当社としては、取引頻度が高い顧客向けのサービスを継続して強化していくとともに、取引頻度は低いものの預かり資産の多い顧客等のニーズをくみ上げ、商品・サービスとして具現化することにより、顧客基盤の拡大に努めます。

2. 取引システムの安定性の確保及び取引ツールの拡充

取引システムの安定性の確保は、オンライン証券会社の生命線です。そのため、システム障害や自然災害といった想定されるリスクへの対策を講じるとともに、取引量の増加に備えたキャパシティを確保することで、顧客が安心して取引することができるよう、取引システムの安定的な稼働に努めます。また、個人投資家にとって最高の取引環境を提供することが他社との差別化に資すると考えるため、顧客向け取引ツールについてもスマートフォン等の普及を踏まえて拡充していきます。

3. コンプライアンス体制の強化及び顧客サポート体制の充実

当社では、金融機関としての信頼性の維持・向上に資するコンプライアンス（法令遵守）体制について、より一層の強化に努めます。また、新サービス提供等の業容範囲の拡大に対応するため、店舗を有しないオペレーションの特殊性を踏まえ、コールセンターを通じた顧客サポート体制についてもさらなる充実を図ります。

4. 低コスト体制の維持

業界における各種取引手数料は、諸外国と比較して最低水準にまで低下しており、その中で継続的に利益を生み出していくためには、低コスト体制の維持が不可欠です。当社は、引き続きコスト管理及び信用リスク管理について厳格に取り組むことで、低コスト体制を維持していきます。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第96期 (23.4.1~24.3.31)	第97期 (24.4.1~25.3.31)	第98期 (25.4.1~26.3.31)	第99期 (当事業年度) (26.4.1~27.3.31)
営 業 収 益	17,703	20,799	39,883	34,306
(うち受入手数料)	(11,547)	(14,165)	(27,349)	(21,167)
経 常 利 益	7,417	10,245	27,175	22,202
当 期 純 利 益	4,257	6,427	16,300	15,571
1株当たり当期純利益	16円58銭	25円03銭	63円49銭	60円65銭
総 資 産	420,961	610,804	688,353	817,183
純 資 産	76,063	80,841	85,365	90,029

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(5) 主要な事業内容

1. 株式等委託売買業務

顧客の委託を受けて、国内外の有価証券の売買、市場デリバティブ取引（以下「有価証券の売買等」といいます。）を執行する業務です。

2. 引受・売出し業務

新発・既発有価証券の募集又は売出しについて、発行体のためにその販売を引き受けて顧客に販売する業務です。

3. 募集・売出しの取扱業務

新発・既発有価証券の募集又は売出しについて、顧客に販売する業務です。

4. 外国為替保証金取引業務

取引保証金の預託を受けた顧客から外国通貨の注文を受け、相対取引で売買を行う業務です。

5. 商品先物取引業務

顧客の委託を受けて、外国商品市場取引を執行する業務です。

6. 貸金業業務

ストック・オプションを行使する際に、その資金を融資する業務です。

7. その他の取扱業務

ウェブサイトを利用した広告業務等です。

8. トレーディング業務

自己の計算において、有価証券の売買等を行う業務です。

(6) 主要な営業所

1. 当 社 本 店 東京都千代田区麹町一丁目4番地
2. 日本橋営業所 東京都中央区日本橋一丁目20番7号
3. 札幌センター 北海道札幌市中央区北三条西四丁目1番地1

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
120名	4名減	38歳0か月	11年9か月

(注) 上記の他、嘱託7名が在職しております。

(8) 主要な借入先

借入先	借入金の種類	借入金残高
株式会社三井住友銀行	短期借入金	19,000 百万円
三井住友信託銀行株式会社	短期借入金	19,000
株式会社みずほ銀行	短期借入金	10,000
農林中央金庫	短期借入金	5,000
株式会社八十二銀行	短期借入金	5,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	短期借入金	5,000
株式会社りそな銀行	短期借入金	5,000
日本証券金融株式会社	信用取引借入金	3,130

(注) コール・マネーを除く主要なものを記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 269,264,702株 (自己株式 12,533,245株を含む)

(2) 株 主 数 38,614名 (前期末比 986名増)

(3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
松 井 千 鶴 子	55,696 千株	21.69 %
有 限 会 社 丸 六	35,312	13.75
有 限 会 社 松 興 社	27,522	10.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,954	5.05
松 井 道 夫	8,001	3.12
松 井 道 太 郎	7,762	3.02
松 井 千 明	7,762	3.02
松 井 佑 馬	7,762	3.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7,548	2.94
T A I Y O F U N D, L. P.	7,329	2.85

(注) 1. 上記大株主には、自己株式 (12,533千株) は含まれておりません。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有しているストック・オプションとして発行した新株予約権の状況
平成26年7月24日開催の取締役会決議による新株予約権

名 称 (割 当 日)	松井証券株式会社第1回新株予約権 (平成26年8月8日)
保 有 者 数	取締役 (社外取締役を除く) 6名
新 株 予 約 権 の 数	839個
目的である株式の種類及び数	普通株式 83,900株 (1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 行 使 価 額	1株当たり1円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	平成29年8月9日から平成32年8月8日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>①新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。但し、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>ア. 平成26年8月9日から平成29年8月8日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。</p> <p>イ. 平成29年8月9日から平成30年8月8日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる。</p> <p>ウ. 平成30年8月9日から平成31年8月8日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる (前記イにおいて権利行使することが可能となっている3分の1を含む)。</p> <p>エ. 平成31年8月9日から、平成32年8月8日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。</p>

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	松 井 道 夫	
常務取締役	今 田 弘 仁	人事総務部長（財務部管掌）
常務取締役	森 部 隆 士	コンプライアンス部担当役員（システム部管掌）
常務取締役	和 里 田 聰	営業推進部担当役員兼営業開発部担当役員兼顧客サポート部担当役員
取 締 役	佐 藤 邦 彦	システム部担当役員
取 締 役	鶴 澤 慎 一	財務部長
取 締 役	井 川 元 雄	郵船商事株式会社相談役
取 締 役	安 念 潤 司	中央大学大学院法務研究科教授
常勤監査役	矢 島 博 之	
監 査 役	五 十 嵐 則 夫	国立大学法人横浜国立大学成長戦略研究センター客員教授、花王株式会社社外監査役
監 査 役	望 月 恭 夫	望月会計事務所税理士

- (注) 1. 取締役井川元雄氏及び安念潤司氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役矢島博之氏、監査役五十嵐則夫氏及び望月恭夫氏は、社外監査役であります。
3. 各社外役員は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 監査役五十嵐則夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役望月恭夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 各社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 9名 231,088千円

監査役 3名 27,600千円

- (注) 1. 上記の取締役の支給人員には、平成26年6月22日開催の第98期定時株主総会の終結の時をもって退任した1名を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、平成26年7月24日開催の取締役会の決議により、ストック・オプションとして取締役（社外取締役を除く）6名に付与した新株予約権10,288千円（報酬等としての額）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

1. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	井 川 元 雄	就任後開催の取締役会14回のうち11回に出席し、長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
社 外 取 締 役	安 念 潤 司	就任後開催の取締役会14回のすべてに出席し、法律家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	矢 島 博 之	当事業年度開催の取締役会17回のすべて、監査役会6回のすべてに出席し、同氏の経歴を通じて培われた監査の視点から、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	五 十 嵐 則 夫	当事業年度開催の取締役会17回のすべて、監査役会6回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地や、豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	望 月 恭 夫	当事業年度開催の取締役会17回のすべて、監査役会6回のすべてに出席し、税理士としての専門的見地や、金融機関における豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。

2. 当事業年度に係る社外役員の報酬等の額

社外役員 5名 38,400千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あらた監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1. 当事業年度に係る報酬等の額

32百万円

2. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

34百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、1.の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人から「公認会計士法」第2条第1項の業務以外の非監査業務として、顧客資産の分別管理に関する検証業務の提供を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が法令諸規則に違反した場合及び公序良俗に反する行為があった場合に、当該会計監査人の解任又は不再任が妥当と判断したときは、解任又は不再任の決定を行う方針です。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役及び使用人が法令及び定款を確実に遵守することができるよう、松井証券コンプライアンスマニュアルを策定する他、社内規程を常時閲覧可能な状態で備え置く。同マニュアル及び社内規程は法令及び定款の改正等に伴い、随時見直しを行う。
2. 取締役及び使用人は、法令、定款、社内規程等に則って職務執行を行う。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含めた一切の関係を遮断し、毅然たる態度で対応する。
3. 財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。
4. 取締役は、取締役会を定時又は臨時に開催して、その職務の執行が法令及び定款に適合するよう、相互に監視する。
5. 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務執行状況を監査する。
6. 取締役1名を内部管理統括責任者として定め、同責任者の指揮下にコンプライアンス部門を設置する。
7. 各営業単位に営業責任者と内部管理責任者を配置し、各営業単位における法令遵守の徹底を図る。
8. コンプライアンス部門は、職務執行の適正性を確認する。また、弁護士等の専門家と緊密な連携を保ち、業務の適正性を確保する。
9. 定期的な内部監査の実施により、職務執行状況を検証し、問題点を改善する。
10. 中立の外部者を利用して内部通報制度を設け、自浄作用の促進と不正行為の早期発見に努める。
11. 積極的に経営状況を開示し、外部関係者の監視の目に晒すことで、緊張感ある経営を維持する。
12. 使用人の不正行為については、就業規則に基づいて懲戒処分の対象とする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 重要な会議体の議事録、法定帳簿、決算書類、会計帳簿等、稟議書類その他の重要な書類は、法令及びこれらを規定する個別の社内規程に基づき適切に保存、管理（廃棄を含む。）する。
2. 取締役の職務の執行に係るその他の情報は、情報取扱規程、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティスタンダードに基づき、その保存媒体に応じて適正に保存及び管理を行う。
3. 取締役及び監査役がいつでも当該情報を閲覧できる体制を確保している。
4. 情報の保存及び管理を行うため、情報セキュリティ対策の総責任者として取締役1名を情報セキュリティ委員長に選任し、その指揮下に情報セキュリティ委員会を設置する。
5. 情報セキュリティ委員会による社内モニタリング及び内部監査部門が定期的実施するセキュリティ監査により、上記の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する状況を検証し、問題点を改善する。
6. 重要書類に関して規定する個別の社内規程、情報取扱規程、情報セキュリティポリシー、情報セキュリティスタンダードを必要に応じて随時見直すこととし、情報の保存及び管理体制を適正に維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 主要業務に関するリスク管理規程を定め、市場リスク、取引先リスク、基礎リスクを計数的に把握する。
2. 自己資本規制比率の状況を適切に把握し、毎月開催される取締役会に報告する。
3. 自然災害、事故、システム障害等の不測の事態が発生し、通常の事業活動が中断した場合に、重要な資産の保全と短期間での事業の回復を図るため、事業継続計画を定める。
4. その他のリスク全般についてコンプライアンス部門が管理を行う他、個別案件の与信管理については与信管理部門が専門に対応する。
5. 新規の業務を開始する場合には、リスクの適切な把握、評価及び管理に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 高度な専門知識を有する少数精鋭の取締役で取締役会を組織する。取締役会は原則として毎月1回の定時及び臨時に開催し、機動的な業務執行を行う。
2. 経営監督機能の透明性向上と経営環境の変化に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とする。
3. 取締役会とは別に、必要に応じて随時開催される経営会議を設置し、取締役会の専決事項以外の事項について迅速に意思決定を行う。
4. 組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を定め、業務執行取締役の職責を明確化し、取締役の職務執行の効率性を確保する。
5. 経営計画の進捗状況について、定時又は臨時の取締役会あるいは経営会議において報告を行う。
6. 業務効率の向上を図るため、顧客との間の取引、顧客管理、社内の情報管理等に合理的なシステム化を行い、不断の改善活動に努める。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

1. 当社は、監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役会の職務を補助すべき使用人を配置する。
2. 監査役は、その職務執行に際し、必要に応じて内部監査部門に協力を求めることができ、内部監査部門はこれに応じることとする。

(6) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役は、監査役会の職務を補助すべき使用人の人事について、必要に応じて意見を述べ、協議をすることができる。
2. 監査役会の職務を補助すべき使用人が他の業務を兼務している場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行状況等の報告を行う。
2. 内部管理統括責任者は、当社のコンプライアンス状況を定期的に取り締り会及び監査役に報告する。

3. 取締役及び使用人は、独立した外部機関を窓口とする内部通報制度を利用し、監査役に匿名で報告をすることができる。
 4. 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、監査役職務の執行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、当該費用を負担する。
- (9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役は、原則として全員が取締役会に出席し、取締役職務の執行について厳正な監査を行う。
 2. 監査役は、コンプライアンス及び内部監査を担当する部門と情報を共有し、当社のコンプライアンス及び内部監査状況について随時把握することができる。
 3. 監査役は、内部監査の状況について、必要に応じて随時報告を求めることができる。
 4. 監査役は、会計監査人と定期的な意見交換を行う。
 5. 監査役は、必要に応じて弁護士等外部の専門家の助言を求めることができる。

(注) 本事業報告中に記載されている数値は、別途注記がある場合を除いて表示単位未満の端数を四捨五入しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	808,528	流動負債	724,237
現金・預金	15,717	トレーディング商品	1,379
預託金	462,912	商品有価証券等	7
トレーディング商品	20,889	デリバティブ取引	1,371
商品有価証券等	1,538	信用取引負債	56,398
デリバティブ取引	0	信用取引借入金	3,774
約定見返勘定	1,538	信用取引貸証券受入金	52,624
信用取引貸付金	185	有価証券担保借入金	25,558
信用取引借証券担保金	284,207	有価証券貸借取引受入金	25,558
有価証券担保貸付金	277,246	預り金	261,516
借入有価証券担保金	6,961	顧客からの預り金	254,377
立替金	12,080	その他の預り金	7,138
顧客への立替金	12,080	受入保証	207,098
その他の立替金	27	有価証券等受入未了勘定	12
短期差入保証金	27	短期借入金	164,600
前払費用	0	前受	0
未収入金	5,736	前払	37
未収益	2	未払費用	973
繰延税金資産	195	未払法人税等	947
繰倒引当金	1	賞与引当金	5,442
有形固定資産	4,569	賞与引当金	277
建物	481	固定負債	257
器具備	1	長期借入金	50
土	△11	未払役員退職慰労金	204
無形固定資産	8,655	その他の	3
ソフトウェア	1,039	特別法上の準備金	2,660
その他の資産	211	金融商品取引責任準備金	2,660
投資有価証券	394	負債合計	727,155
投資有価証券	434	純資産の部	
長期貸付金	2,850	株主資本	87,406
長期差入保証金	2,850	資本	11,945
長期前払費用	0	資本剰余金	9,793
繰延税金資産	4,765	資本準備金	9,793
長期立替金	3,975	利益剰余金	75,143
繰倒引当金	8	利益準備金	159
資産合計	817,183	その他の利益剰余金	74,984
		別途積立金	4,250
		繰越利益剰余金	70,734
		自己株	△9,475
		評価・換算差額等	2,613
		その他の有価証券評価差額金	2,613
		新株予約権	10
		純資産合計	90,029
		負債・純資産合計	817,183

損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		34,306
受 入 手 数 料	21,167	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	8	
金 融 収 益	13,126	
そ の 他 の 営 業 収 益	5	
金 融 費 用		1,413
純 営 業 収 益		32,893
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		10,806
営 業 利 益		22,087
営 業 外 収 益		118
営 業 外 費 用		3
経 常 利 益		22,202
特 別 利 益		2,912
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,912	
特 別 損 失		786
固 定 資 産 除 売 却 損	48	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 れ	738	
税 引 前 当 期 純 利 益		24,327
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,615	
法 人 税 等 調 整 額	142	8,757
当 期 純 利 益		15,571

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
平成 26 年 4 月 1 日 残 高	11,945	9,793	9,793	159	4,250	65,433	69,841
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△10,269	△10,269
当 期 純 利 益						15,571	15,571
自 己 株 式 の 取 得							
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)							
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	5,301	5,301
平 成 27 年 3 月 31 日 残 高	11,945	9,793	9,793	159	4,250	70,734	75,143

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成 26 年 4 月 1 日 残 高	△9,475	82,104	3,260	3,260	—	85,365
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△10,269				△10,269
当 期 純 利 益		15,571				15,571
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0				△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			△648	△648	10	△637
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△0	5,301	△648	△648	10	4,664
平 成 27 年 3 月 31 日 残 高	△9,475	87,406	2,613	2,613	10	90,029

個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定の他「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券及びデリバティブの評価基準及び評価方法
 - (1) トレーディング商品に属する有価証券等
トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引については、時価法を採用しております。
 - (2) トレーディング商品に属さない有価証券等
その他有価証券
 - ① 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ② 時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合等への出資については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物15年～40年、器具備品4年～10年であります。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。それ以外の無形固定資産については、定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 金融商品取引責任準備金
証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5に定めるところにより算出した金額を計上しております。
5. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,227百万円
2. 担保に供している資産
担保に供している資産はありません。なお、信用取引の自己融資見返り株式を、信用取引借入金の担保として739百万円差し入れております。また、顧客より委託保証金の代用として受け入れた有価証券を信用取引借入金に対して6,078百万円差し入れております。
3. 差し入れている有価証券及び差し入れを受けている有価証券の時価は次のとおりであります。
 - (1) 差し入れている有価証券
 - ①信用取引貸証券 56,054百万円
 - ②信用取引借入金の本担保証券 3,747百万円
 - ③消費貸借契約により貸付けた有価証券 29,806百万円
 - ④長期差入保証金代用有価証券 5,618百万円
 - ⑤差入証拠金代用有価証券 36,876百万円
 - (2) 差し入れを受けている有価証券
 - ①信用取引貸付金の本担保証券 262,579百万円
 - ②信用取引借証券 6,833百万円
 - ③消費貸借契約により借入れた有価証券 11,407百万円
 - ④受入保証金代用有価証券 373,546百万円
 - ⑤受入証拠金代用有価証券 3,093百万円
4. 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債務 348百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	269,264,702	—	—	269,264,702
合計	269,264,702	—	—	269,264,702
自己株式				
普通株式	12,533,093	152	—	12,533,245
合計	12,533,093	152	—	12,533,245

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月22日 定時株主総会	普通株式	5,135	20	平成26年3月31日	平成26年6月23日
平成26年10月28日 取締役会	普通株式	5,135	20	平成26年9月30日	平成26年11月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,135	20	平成27年3月31日	平成27年6月29日

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	374百万円
貸倒引当金超過額	323
未払役員退職慰労金	66
金融商品取引責任準備金	860
賞与引当金	92
その他	31

繰延税金資産計

1,746

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

△1,249

その他

△0

繰延税金負債計

△1,249

繰延税金資産の純額

497

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、個人投資家を対象とした株式委託売買業務を主たる事業としており、その一環である信用取引を提供するため、貸付金の増減に対応した経常的な資金調達について金融機関からの借入金を中心に対応する他、必要に応じて普通社債や新株予約権付社債の発行等を行っております。

一方、顧客から受け入れた預り金や受入保証金については、「金融商品取引法」に基づき顧客分別金信託等で運用しております。また、資金運用については安全性を重視し、銀行預金及び流動性の高い金融資産で運用しております。

なお、各種サービスの提供に必要な範囲でトレーディング業務を行っておりますが、原則として、利益獲得を目的とするトレーディング業務は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

当社の保有する金融資産の主なものは、顧客からの預り金や受入保証金等を信託銀行に預託した顧客分別金信託（預託金に含まれます。）と、信用取引貸付金です。顧客分別金信託は、安全性を重視して国債及びコール貸付を中心に運用しておりますが、それぞれ時価の変動リスク及び貸付先の信用リスクに晒されております。信用取引貸付金は、顧客からの担保を確保しておりますが、顧客の信用リスクに晒されております。なお、主として信用取引貸付金に充当することを目的として、短期借入金等による調達を行っております。これら調達資金には、資金繰り上の問題が発生し、支払期日に返済を実行できなくなる流動性リスクが存在します。

金融負債である信用取引貸証券受入金は、顧客の信用取引の売建に係る売付代金相当額です。

当社は、顧客に対して外国為替保証金取引サービスを提供するため、顧客との間で外国為替保証金取引を行う一方、その為替変動リスクを回避するために、カウンターパーティーと外国為替保証金取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の各種リスクに関する管理体制は社内規程で明確化するとともに、信用リスク、市場リスクに関しては「金融商品取引法」に基づき財務部門においてそのリスク相当額及び自己資本規制比率の算定を行うことで定量的に把握しております。信用取引に関するリスクに関しては、個別顧客への与信状況の他、当社全体としての建玉状況の管理や個別銘柄の流動性状況等の監視を与信管理部門で行っております。

原則として顧客へのサービス提供に必要な範囲で行うこととしているトレーディング業務に関しては、トレーディング部門から独立している財務部門がリスク管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2.を参照ください。）。

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金・預金	15,717	15,717	—
(2) 預託金	462,912	462,912	—
(3) 金銭の信託	20,889	20,889	—
(4) トレーディング商品及び投資有価証券	5,415	5,415	—
①商品有価証券等	0	0	—
②デリバティブ取引	1,538	1,538	—
③その他有価証券	3,877	3,877	—
(5) 信用取引貸付金	277,246	277,246	—
(6) 借入有価証券担保金	12,080	12,080	—
資産計	794,259	794,259	—
(1) トレーディング商品	1,379	1,379	—
①商品有価証券等	7	7	—
②デリバティブ取引	1,371	1,371	—
(2) 信用取引貸証券受入金	52,624	52,624	—
(3) 有価証券貸借取引受入金	25,558	25,558	—
(4) 預り金	261,516	261,516	—
(5) 受入保証金	207,098	207,098	—
(6) 短期借入金	164,600	164,600	—
負債計	712,775	712,775	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金・預金、(5) 信用取引貸付金、(6) 借入有価証券担保金

これらは、通常短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 預託金、(3) 金銭の信託

これらは、主に信託財産で時価評価されており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) トレーディング商品及び投資有価証券

株式の時価は取引所等の価格によっております。外国為替保証金取引の時価は、当事業年度末の直物為替相場により算出しております。

負債

(1) トレーディング商品

株式の時価は取引所等の価格によっております。外国為替保証金取引の時価は、当事業年度末の直物為替相場により算出しております。

(2) 信用取引貸証券受入金、(3) 有価証券貸借取引受入金、(4) 預り金、(5) 受入保証金、(6) 短期借入金

これらは、通常短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表 計上額(百万円)
その他有価証券 非上場株式等	97

※これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産 (4) トレーディング商品及び投資有価証券」には含めておりません。なお、非上場株式等には、投資事業組合への出資金が含まれております。

【関連当事者との取引に関する注記】

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社 松興社	(被所有) 直接 10.73	役員の兼任 不動産の賃借	不動産 賃貸借契約	14	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 有限会社松興社は法人主要株主にも該当しております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記取引は、主として、有限会社松興社所有の不動産物件を社員寮として使用するため賃借しているものであります。

当社が有限会社松興社に対して支払っている賃借料については、近隣の取引実勢を参考にして決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額

350円63銭

2. 1株当たり当期純利益

60円65銭

独立監査人の監査報告書

平成27年5月21日

松井証券株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一 昭 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 辻 村 和 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松井証券株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

更に、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

松井証券株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 矢 島 博 之 ㊟

監 査 役（社外監査役） 五十嵐 則 夫 ㊟

監 査 役（社外監査役） 望 月 恭 夫 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、業績、主たる業務である信用取引を支える最適な自己資本水準、戦略的な投資の環境等を総合的に勘案したうえで、配当性向60%以上100%以下且つ純資産配当率（DOE）7%以上を毎期配当していくことを基本方針としております。

第99期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円

総額 5,134,629,140円

なお、中間配当金（1株につき20円）を含めました1株当たりの年間配当金は40円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役に優秀な人材を迎えることができるよう、また、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第24条（取締役の責任免除）及び現行定款第31条（監査役責任免除）に第2項の規定を新設するものであります。なお、第24条第2項の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 法令で定める監査役員数が欠くことになる場合に備え、現行定款第27条（任期）の第3項及び第4項に補欠監査役の選任の効力を4年とする旨の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任期) 第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 退任する監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役の責任免除) 第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(任期) 第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 退任する監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>③ <u>会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当
1	松井道夫 (昭和28年3月22日生) 8,000,914株	昭和51年3月 一橋大学経済学部卒業 昭和51年4月 日本郵船株式会社入社 昭和62年4月 当社入社 昭和63年12月 当社取締役就任 平成2年10月 当社常務取締役就任営業本部長 平成7年6月 当社代表取締役社長就任（現任）
2	今田弘仁 (昭和40年2月4日生) 9,200株	昭和62年3月 一橋大学商学部卒業 昭和62年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成12年8月 株式会社早稲田アカデミー入社 平成13年7月 当社入社 平成13年9月 当社財務部長 平成15年6月 当社取締役就任 平成16年2月 当社常務取締役就任 平成16年6月 当社専務取締役就任 平成17年11月 マガシーク株式会社入社 平成18年1月 同社取締役副社長就任 平成22年6月 当社取締役就任総務グループ担当役員 兼 人事グループ担当役員 平成23年5月 当社常務取締役就任人事総務部長（財務部、与信管理部管掌） 平成24年4月 当社常務取締役人事総務部長（財務部管掌）（現任）
3	森部隆士 (昭和42年9月2日生) 38,595株	平成3年3月 早稲田大学政治経済学部卒業 平成3年4月 NTTデータ通信株式会社入社 平成8年10月 栃木司法書士事務所入所 平成12年4月 株式会社アプリックス入社 平成13年4月 当社入社 平成17年2月 当社営業推進部長 平成18年6月 当社取締役就任総務企画部長 兼 業務企画部長 平成20年4月 当社取締役RTGS事業部長 兼 業務開発担当役員 平成23年5月 当社常務取締役就任コンプライアンス部担当役員（システム部管掌）（現任）

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日) 所有する当社の株式数	略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当
4	<p style="text-align: center;">わ り た あ き ら 和 里 田 聡 (昭和46年6月16日生) 10,000株</p>	<p>平成 6 年 3 月 一橋大学商学部卒業 平成 6 年 4 月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク入社 平成 10 年 1 月 リーマン・ブラザーズ証券会社入社 平成 11 年 9 月 UBS証券会社入社 平成 18 年 4 月 当社入社 平成 18 年 5 月 当社IR室長 平成 18 年 6 月 当社取締役就任IR室長 兼 事業法人担当役員 平成 23 年 5 月 当社常務取締役就任社長室長 兼 営業推進部長（営業開発部、RTGS事業部、顧客サポート部管掌） 平成 25 年 4 月 当社常務取締役営業推進部担当役員 兼 営業開発部担当役員（顧客サポート部管掌） 平成 26 年 5 月 当社常務取締役営業推進部担当役員 兼 営業開発部担当役員 兼 顧客サポート部担当役員（現任）</p>
5	<p style="text-align: center;">さ とう くに ひこ 佐 藤 邦 彦 (昭和46年2月5日生) 25,940株</p>	<p>平成 元 年 3 月 神奈川県立商業工業高等学校卒業 平成 元 年 4 月 山一證券株式会社入社 平成 10 年 9 月 当社入社 平成 16 年 9 月 当社システム部長 平成 18 年 6 月 当社取締役就任システム企画部長 兼 品質管理担当役員 平成 23 年 5 月 当社取締役システム部担当役員（現任）</p>
6	<p style="text-align: center;">う ぶ だ い しん いち 鵜 澤 慎 一 (昭和48年7月19日生) 28,616株</p>	<p>平成 8 年 3 月 東京大学農学部卒業 平成 8 年 4 月 新王子製紙株式会社入社 平成 12 年 3 月 東京大学大学院農学生命科学研究科修士課程修了 平成 13 年 8 月 当社入社 平成 16 年 5 月 当社財務部長 平成 18 年 6 月 当社取締役就任財務部長 兼 危機管理担当役員 平成 19 年 3 月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科経営・金融専攻金融戦略コース(MBA) 修了 平成 24 年 4 月 当社取締役財務部長（現任）</p>
7	<p style="text-align: center;">い がわ もと お 井 川 元 雄 (昭和25年1月3日生) 5,000株</p>	<p>昭和 48 年 3 月 京都大学経済学部卒業 昭和 48 年 4 月 日本郵船株式会社入社 平成 15 年 4 月 同社経営委員就任 平成 17 年 6 月 同社常務取締役就任 平成 18 年 4 月 同社取締役・常務経営委員就任 平成 19 年 6 月 郵船商事株式会社代表取締役社長就任 平成 25 年 6 月 同社取締役相談役就任 平成 26 年 6 月 同社相談役就任（現任） 平成 26 年 6 月 当社社外取締役就任（現任）</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当
8	<p style="text-align: center;">あん ねん じゆん じ 安 念 潤 司 (昭和30年8月12日生) 0株</p>	<p>昭和54年3月 東京大学法学部卒業 昭和57年8月 北海道大学法学部助教授就任 昭和60年4月 成蹊大学法学部助教授就任 平成4年2月 弁護士登録 渡部晃法律事務所入所（現在に至る） 平成5年4月 成蹊大学法学部教授就任 平成16年4月 成蹊大学大学院法務研究科教授就任 平成19年12月 中央大学大学院法務研究科教授就任（現任） 平成26年6月 当社社外取締役就任（現任）</p>

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松井道夫氏は、平成27年6月開催の日本郵船株式会社の株主総会において、補欠の社外監査役に選任される予定であります。
3. 井川元雄氏及び安念潤司氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
4. 井川元雄氏を社外取締役候補者とした理由は、上場企業の取締役として経営を担った豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営の監督及び経営全般の助言をしていただくためであります。
5. 安念潤司氏を社外取締役候補者とした理由は、法律家としての豊富な経験及び見識をもとに、客観的な立場から独立性をもって経営を監視していただくためであります。
6. 安念潤司氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由は、法律分野の豊富な知識により、経営の監督とチェック機能の観点から、有益な意見をいただけると判断したためであります。
7. 井川元雄氏及び安念潤司氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもちまして、1年となります。
8. 第2号議案 定款一部変更の件が承認可決されることを条件として、当社は、井川元雄氏と安念潤司氏の選任が承認された場合には、両氏の間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議により選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、重要な兼職の状況 及び当社における地位
吉田良夫 (昭和33年7月24日生) 0株	平成10年4月 弁護士登録 山田宰法律事務所入所 平成11年4月 鳥飼総合法律事務所入所 平成17年1月 同所パートナー(現任)

- (注) 1. 吉田良夫氏は、当社と顧問契約を締結しております。
2. 吉田良夫氏は、社外監査役候補者であります。
3. 吉田良夫氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として法令についての高度な能力・見識を当社の監査に発揮していただくためであります。
4. 吉田良夫氏が社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由は、弁護士としての専門的な知識及び実務経験を有すること等を総合的に勘案したためであります。

以上

株主総会会場ご案内図

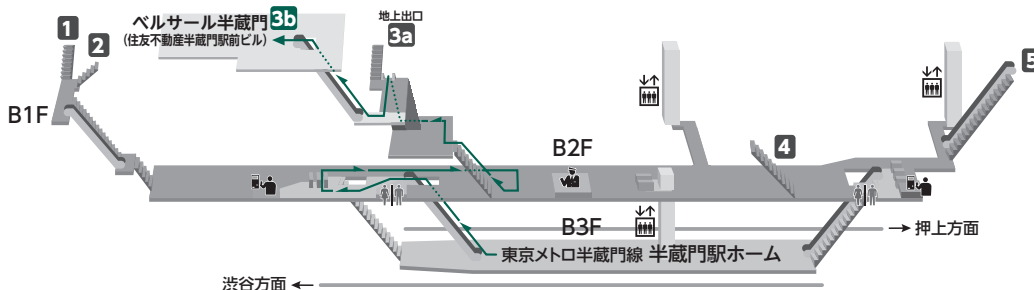
東京都千代田区麹町一丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2階
ベルサール半蔵門



【交通】

東京メトロ 半蔵門線 「半蔵門駅」 3b出口 直結
有楽町線 「麹町駅」 1番出口 徒歩約6分

東京メトロ半蔵門線半蔵門駅3b出口：ビル直通エスカレーター有り。



- ◎ 午後0時20分に開場いたします。
- ◎ 株主ではない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は本総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。
- ◎ 会場内はすべて禁煙となります。
- ◎ ご飲食物の持込はお断りしております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

